

税負担は増えるの？減るの？

「所得税」+「住民税」での税負担は変わりません。

住民税の「所得割 10% 比例税率化」への変更に伴い、所得税の税率構造見直しや人的控除の差を考慮した減額措置を講じていますので、この税源移譲によって所得税と住民税を合わせた税負担は、基本的に変わらない仕組みになっています。

所得税の税率構造見直し ※所得税の税率構造は、従来の4段階から6段階に再構築されます。

課税所得	標準税率	課税所得	標準税率
330万円以下の金額	10%	195万円以下の金額	5%
900万円以下の金額	20%	330万円以下の金額	10%
1,800万円以下の金額	30%	695万円以下の金額	20%
1,800万円超の金額	37%	900万円以下の金額	23%
		1,800万円以下の金額	33%
		1,800万円超の金額	40%

いつから変わるの？

所得税は、平成19年分(平成19年1月徴収分)から、
住民税は、平成19年度分(平成19年6月徴収分)から変わります。

※税源移譲前後の税額計算モデルについては、広報新年号の折り込みチラシ(6～7ページ)をご覧ください。

税源移譲に伴う新たな控除制度

◇調整控除(平成19年度分住民税から適用)

住民税と所得税では、扶養控除や配偶者控除などの人的控除額に差があります。従って同じ収入金額でも、住民税の課税所得は、所得税よりも多くなっていますので、住民税の税率を5%から10%に引き上げた場合、所得税の税率を引き下げただけでは、税負担が増えてしまうことになります。

このため、個々の納税者の人的控除の適用状況に応じて、住民税の所得割額から一定の額を控除することによって、納税者の負担が変わらないようにしています。

課税所得金額が200万円以下の場合	次の1、2のいずれか少ない額の5%を控除 1. 人的控除額の差(広報新年号折り込みチラシの4ページ参照)の合計額 2. 課税所得金額
課税所得金額が200万円超の場合	{人的控除額の差(広報新年号折り込みチラシの4ページ参照)の合計額 - (課税所得額 - 200万円)}の5%を控除 ※この金額が2,500円未満の場合は、2,500円を控除

◇住宅ローン控除

(平成20年度分から平成28年度分までの住民税に適用)

平成18年までの入居者について、税源移譲で平成19年以降の所得税の住宅ローン控除による減税額が減ってしまう場合には、町に申請していただくことで、その分を翌年度の住民税で減額調整されます。

◇税源移譲時の年度間の所得の変動にかかる経過措置(平成19年度分住民税のみ適用)

平成19年度分住民税の課税所得金額(申告分離課税分を除く)から所得税との人的控除額の差の合計額を控除した金額がある方で、かつ、平成20年度分住民税の課税所得金額(申告分離課税分を含む)から所得税との人的控除額の差の合計額を控除した金額がない方は、平成19年1月1日現在の住所所在地に申告することで、平成19年度分の住民税を改正前の地方税法の規定の例によって算出した税額まで減額されます。

4ページにつづく

国から地方へ税源移譲 平成19年度からあなたの住民税が変わります

広報「くんねっぷ」新年号(1月号)にチラシを折り込みしましたが、平成19年度から住民税(町道民税)・所得税が変わります。その主な内容を特集します。

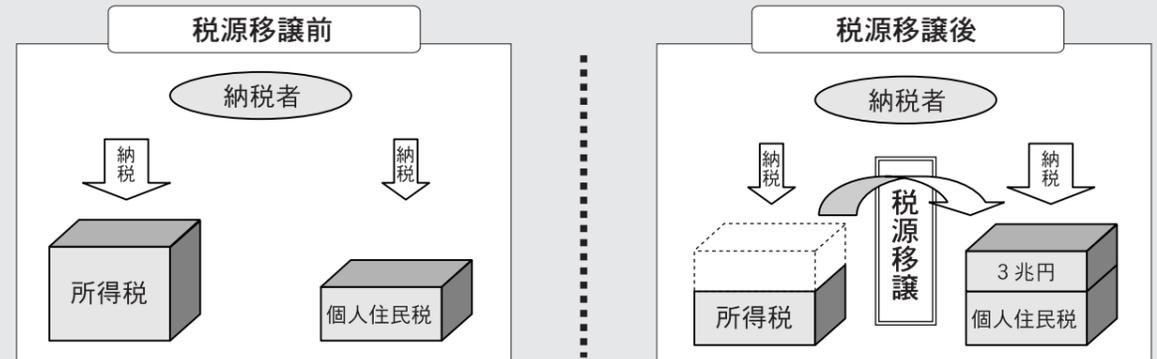
なぜ変わるの？

より身近な行政サービスを、効率よく行えるよう国から地方へ税源移譲が行われるためです。

地方分権を進め、身近な地方公共団体がより良い行政サービスを効率よく行うために、国(所得税)から地方(住民税)へ、3兆円の税源が移譲されることになります。

この税源移譲によって、みなさんの平成19年1月分からの所得税が減少します。その分6月分からの住民税は増加となりますが、税源の移し替えなので、所得税と住民税を合わせた税負担は基本的に変わらない仕組みになっています。

なお、景気回復のための定率減税措置が廃止されることや納税者の収入の増減など、他の要因により実際の負担額が変わりますので、ご注意ください。



どのように変わるの？

住民税所得割の税率が10%に統一されます。

住民税所得割の税率は、3段階の超過累進構造になっていましたが、所得の多少にかかわらず一律10%の比例税率構造に変更されます。

